

令和 2 年 第 4 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開催年月日		令和2年4月24日（金）								
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時27分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫				
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と				
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄				
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫				
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫				
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子				
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝				
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好				
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一				
	10	岩 上 賢		出席						
	11	荒 井 肇		出席						
	12	白 石 富 子		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		13名		
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	嶋崎 徹			主幹		手島 淳		
		主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎		
説明員		主幹	手島 淳			主査		大塚 一隆		
		主任	塩村 孝太郎							

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 令和元年農地移動状況について
- (5) 令和2年度事業関係予算について
- (6) 令和2年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (7) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。 本日は新型コロナウイルス対策による密軽減のため、推進委員に対しては欠席をして頂いております。また、会議中は窓を開放しての開会となります。 さらに、協議報告と資料を事前配布させておりますので、内容を読み上げる説明は省略させていただきますのでご了承願います。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしく願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。 現在の出席委員は農業委員13名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江原委員、井上委員を指名いたします。 まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております、総会資料5ページの協議報告事項1 番号2の転用内容の「分譲住宅敷」は「長屋住宅敷」が正しい標記となります。お手元の資料の訂正をお願いいたします。
<u>日程第1 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、排水管敷設に伴う一時転用のための申請です。 転用目的につきましては、今回の申請地の隣地での住宅建設にあたり、排水経路の確保のため、排水管を敷設するための工事に伴う申請がなされたものです。

	申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号２ につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。 譲受人につきましては、電気通信事業を営んでおり、携帯電話無線基地局の設置工事を施工するにあたり、仮設工事用地が必要であり、申請地を工事期間中一時的に使用するため、今回の申請がなされたものです。 農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断されますが、基地局は転用不要であり、仮設工事は農地法施行令の不許可の例外に該当するため、一時転用可能となります。 計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号３ につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸物件で生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であること、今後、白岡市に居住する両親との同居予定であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第６号番号１の現地確認の報告を行います。４月１７日に現地確認を行いました。案内参考図はページ１をご覧ください。申請地は市道の北側に位置します。近くに小学校、幼稚園等あり、住宅が立ち並んでおります。申請地は１０ｈａ以上の集団農地とは認められませんでした。農地として使用されており、違反等はされておられません。したがって、この案件については、転用理由や付近の状況から転用はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
議長 委員	続きまして番号２につきまして、委員から報告をお願いいたします。 議案第６号番号２の現地確認の報告を行います。案内参考図２ページをご覧ください。４月２１日に現地確認を行いました。申請地は１０ｈａ以上の集団農地とは認められませんでした。申請地は今後も発展する可能性があります。現地は農地として使用されており、違反等はされておられません。詳細については事務局の説明のとおりです。転用理由や付近の状況から転用はやむを得ないと判断しました。

議長 委員	皆様のご審議をお願いします。 続きまして番号３につきまして、委員から報告をお願いいたします。 議案第６号番号３の現地確認の報告を行います。４月２０日に現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりです。案内参考図３ページをご覧ください。申請地については、駅から東に位置する場所にあります。接道についても問題ありません。周辺は住宅が立ち並んでおります。農地として使用されており、違反等はされておられません。また、１０ｈａ以上の集団農地とは認められませんでした。この案件については、転用理由や付近の状況から転用はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第６号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第７号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について</u>	
議長	日程第２ 議案第７号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	別冊１を御覧願います。 農業委員会等に関する法律第３７条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の１つとして様式が定められております。毎年度４月総会で審議いただいております。今年度につきましても４月総会の議案として審議をお願いするものでございます。 構成としましては、１ページから１０ページが「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」となっております。昨年度作成した令和元年度の活動計画に基づき、令和元年度の実績と達成度等を記載しています。 続いて１１ページから１４ページが「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）」となっております。令和２年度の活動計画と目標値等を記載しています。 事前に配布させていただいて、皆さまにはご確認いただいているところかと思いますが、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

	なお、活動の点検・評価で報告する実績数値については、県の指示に従い集計し記載しています。県のチェック後、市のホームページで公開します。集計の考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度報告させていただきます。
議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については原案のとおり決定することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第7号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第6号から第7号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1号第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、障がい者施設敷のための転用です。 番号2につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は6件でございます。 総会資料の6から7ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、住宅敷拡張のための転用です。 番号2、3、5につきましては、住宅敷のための転用です。 番号4、6につきましては、分譲住宅敷のための転用です。

議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料の 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、令和 2 年 4 月 6 日に届出のあったものです。 番号 2 につきましては、令和 2 年 4 月 14 日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 令和元年 農地移動状況について</u>	
<u>協議報告事項 5 令和 2 年度事業関係予算について</u>	
<u>協議報告事項 6 令和 2 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 4 から 6 について事務局から一括して内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 令和元年 農地移動状況について説明いたします。 総会資料の 9 から 14 ページを御覧願います。 今回は、筆数、面積等について省略して説明させていただきます。総会資料 11 ページをご覧ください。 1 「法第 3 条による耕作目的の権利設定・移転」は、農地を農地のまま権利移転する手続きの集計です。続きまして、 2 「法第 18 条の貸借の終了」は、農地の賃貸借の合意解約の集計です。 次に総会資料 12 ページをご覧ください。 3 「農地転用」（1）条項別は、調整区域等の農地転用許可申請と、市街化区域の農地転用届出の集計です。 次に総会資料 13 ページをご覧ください。 4 「農地転用」（2）用途別は、市街化区域、調整区域、それぞれの農地転用

	用途別の件数、各用途の集計です。 最後に総会資料 14 ページをご覧ください。 5「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（１）権利の設定・移転は、利用集積で賃貸借、使用貸借、それぞれの集計です。続きまして、 6「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（２）利用権の期間満了による終了は、貸借期間が到来し、更新しない農地の集計です。 協議報告事項 5 令和 2 年度事業関係予算について令和 2 年度事業関係予算について御説明いたします。15 から 17 ページが資料です。 6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費といたしまして、39,003,000 円（39,003 千円）。詳細につきましては、予算書のとおりです。 協議報告事項 6 令和 2 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について今年度の農業委員会の活動計画となります。前年度と同様の内容で取り組んでまいります。よろしくお願いします。 議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕 議長 質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 7 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 7 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農地利用最適化推進 1・1・1 運動の報告について 元年度 1・1・1 運動の活動状況を、委員の皆さんからご提出いただいた報告書を基に集計をいたしましたので、埼玉県農業会議に報告させていただきます。 1・1・1 運動への取組み、誠にありがとうございました。 ○来月の農地改良等現地パトロールについて ・ 5 月 12 日 進藤委員・大山地区推進委員 ・ 5 月 26 日 小野田委員・岩上委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 ○来月総会 ・ 5 月 25 日（月）午前 9 時 ・ 議事録署名委員の江原委員、井上委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

	新型コロナウイルスの影響により、総会開催方法については改めてご連絡させていただきます。 ○農政対策委員会について 国・県・市に対する農地利用の推進化施策に関する意見の提出については、毎年度５月総会前に農政対策委員会を開催し意見を集約してまいりましたが、今年度は、感染予防の観点から農政対策委員会の開催を見送り、書類でのやり取りでの対応とさせていただきます。 事務局案を作成し、郵送させていただきますので、ご覧頂き、ご意見を頂戴いたしまして、まとめさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項７その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	〔質疑等なしという声あり〕
議長	ありがとうございました。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時２７分】